

いわて文化施設利用促進事業 【Q&A】

Q 1 「施設利用料の50%」となっておりますが、利用申込とは別に申請が必要でしょうか。具体的な手続の流れを教えてください。

A 1 基本的には、通常の利用申込をしていただきますが、軽減される金額の計算の都合上、簡易な申請書の記入をお願いします。

それ以外の打ち合わせ、利用、料金納付等の流れについては、通常と変わりません。

詳しくは、利用する各施設にお問い合わせください。

Q 2 減額対象期間が令和3年4月1日から令和4年2月28日までとなっておりますが、それ以前に申し込んでいても、対象期間内であれば減額が受けられますか。

A 2 可能です。

Q 3 減額が認められる条件として他に何かありますか。

A 3 ホールを利用した文化芸術活動を基本とし、新型コロナウイルス感染防止対策を各種ガイドラインに沿って公演等を実施していただくとともに、各施設の利用規程を遵守していただくことが条件となります。

Q 4 屋内イベントの収容率が緩和又は廃止された場合でも、50%の減額を行いますか。

A 4 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている文化芸術活動の再開・継続を促進するため、対象期間内（令和3年4月1日～令和4年2月28日）は継続する予定です。

なお、予算の範囲内での事業実施となりますので、対象期間の途中であっても、減額申請の受付を終了する場合があります。

Q 5 練習としてホールを利用する場合も減額の対象となりますか。

A 5 本番、練習を問わず、ホールを利用して文化芸術活動をする場合は、減額の対象となります。

Q 6 学校の吹奏楽部ですが、部活動としてホールを利用する場合でも減額の対象になりますか。

A 6 減額対象になります。

ただし、高文祭・中文祭などのイベントで条例による減免制度の対象となっている場合は、当該制度が適用となります。

Q 7 県外のプロモーターが開催する演歌、ポップコンサートは減額の対象になりますか。

A 7 県内、県外問わず、文化芸術活動に該当するものは、減額対象になります。

ただし、公演等の実施に当たっては、収容率等をはじめ、国等の通知に基づいた適切な感染症対策を実施してください。

Q 8 県民会館の大ホールについて、準備、撤去若しくは練習のための利用料金は、入場料を徴収しない場合の利用料金の上限額の70%に相当する額とされていますが、この場合でも更に50%減額されるのでしょうか。

A 8 県民会館のリハーサル使用等に係る料金が適用となっているものについても、50%減額の対象となります。

(例：リハーサル割引の場合)

県民会館大ホール（9時から12時まで、土曜日の利用、入場料を徴収しない催し）

通常の利用料金 ・ 33,870円 × 70% = 23,710円 … ①

減額した場合の利用料金 ・ ① × 50% = 11,855円 (利用者納付額)
11,855円 (減額分)

Q 9 県民会館大ホールを利用予定です。50%に減額後の利用料金を「いわて文化芸術活動支援事業」を活用した3分の2助成を受けることは可能ですか。

A 9 「いわて文化芸術活動支援事業」又は「いわて文化施設利用促進事業」のいずれかを申請いただくこととなり、重複申請はできません。

Q 10 「いわて文化芸術活動支援事業費」を活用して3分の2助成を受けたいので、利用料金の軽減を受けず、正規の利用料金を支払うことはできますか。

A 10 可能です。

申し込みの際、各施設の受付にお話してください。

Q 11 大学の卒業式として利用予定ですが、減額の対象になりますか。なお、式の中では楽団による演奏や合唱等が盛り込まれています。

A 11 主たる目的が文化芸術活動ではないため、減額対象外です。

Q 12. リハーサル室のみ利用したいのですが、減額の対象となりますか。

A 12 大ホール又は中ホールを同時に利用する場合に対象となります。

Q13 地方公共団体が主催する文化芸術イベントは対象になりますか。

A13 公費で行われる場合は対象外です。

Q14 学校が利用する場合は対象になりますか。

A14 公費で行われる学校行事（文化芸術活動に限る）の場合は対象外です。

私費で行われる活動の場合は対象になります。

（対象の活動の例） 吹奏楽部の定期演奏会、演劇部の発表会 等